

## 令和8年度 摂津市市民公益活動補助金Q A集

### ■共通項目(初期事業コース、発展事業コース)

Q1. 市民公益活動とはどのような活動ですか？

- A. 摂津市では「協働と市民公益活動支援の指針」において以下のように定義しています。
- ①広く市民生活の向上や地域の課題解決を目的として、自主的かつ主体的に行われる非営利活動
  - ②誰に対しても広く参画と受益の機会が開かれている「社会一般の利益を目的とする活動」
  - ③「特定の個人の利益や団体の利益」を目的としない活動
  - ④政治、宗教を目的としない活動

Q2. 規約や会則等がない団体は申請できませんか？

A. 団体組織として目的や運営方針を決めた規約や会則等の整備は必要であると考えていますのでご準備ください。新しく団体を立ち上げて活動を始められる場合も、作成いただきますようお願いします。

Q3. 実行委員会でも申請できますか？

A. この制度は、補助金の交付が終了しても、団体として継続的に活動していただくことを目的としています。事業が終わって解散するものや単発のイベント開催を目的とする実行委員会では申請できませんが、事業終了後も継続的に活動するものであれば申請することができます。  
(※ただし、構成する団体全てが各コースの対象団体の要件を満たしていること)

Q4. 交付決定前に完了した事業も申請できますか？

A. 交付決定前に事業が完了しているものは申請できません。

Q5. 1団体が2つの事業を申請することはできますか？

A. 同一年度において、1団体が申請できるのは1事業です。(初期事業コースと発展事業コースの同時申請も不可)

Q6. 前年度に交付決定を受けた事業を今年度にも実施するので、もう一度申請することは可能ですか？

A. 申請可能です。ただし、前年度からどれだけ発展しているかも審査させていただきます。また前年度に交付決定を受けたからと言って、今回も交付を受けることができるとは限りません。

同一事業での補助金の交付回数

初期事業コース 最大2回まで

発展事業コース 最大3回まで

Q7. 補助金交付決定日前に支払った経費も対象になりますか？

A. 交付決定日以前に支払った経費であっても、事業実施のためのものと明確に判断できるものであれば対象経費に含めます。

**Q8. 採択されると申請した金額の満額がもらえるのですか？**

A. 申請事業は、書類審査、公開プレゼンテーションで審査されます。補助金額もその審査に基づいて市が予算の範囲内で決定しますので、事業内容によって補助金の減額もあり得ます。

**Q9. 申請書の全ての項目を記入しなくてはいけませんか？**

A. 書類審査の対象となりますので、全ての項目を詳しく記入してください。また、収支予算書の金額の積算については、補助金の算出に重要な作業となりますので、事前に価格調査を行うなど、適正な単価での積算をお願いいたします。

**Q10. 申請書に書ききれない（枠に入りきらない）場合は、別紙をつけても良いですか？**

A. 項目に沿った形であれば、別紙をつけて頂くことは可能です。また、ホームページから Word ファイルをダウンロードできますので、枠を拡げて入力することも可能です。

**Q11. 事業実施中の注意事項は？**

A. 実績報告書に必要となるため、領収書等は必ず保管しておいてください。領収書に明細がないものは対象外経費となります。また、事業の様子を写真に撮ってください。

**Q12. 公開プレゼンテーションに参加しなければなりませんか？**

A. 公開プレゼンテーションで審査を行いますので必ず参加してください。参加されない場合は、申請を辞退したものとみなします。

**Q13. 補助金は現金で受け取れますか？**

A. 口座振込になります。詳しくは交付決定を受けた団体に通知します。

**Q14. 概算払い（補助金の前払い）はできるのですか？**

A. 可能です。この場合、交付決定金額の全額まで概算払いの請求をすることができます。概算払いの金額が確定金額を超える場合は、その超過分については期限を定めて返還していただきます。

**Q15. 当初の見込みより事業費が多くなった場合は増額してもらえますか？**

A. 補助金額は、交付決定額が上限となりますので、その上限額を超えた部分は、申請団体の負担となります。また、当初見込みより支出額が少なかった場合は、交付決定額を減額する場合があります。

**Q16. 事業報告会とはどのようなものですか？**

A. 補助金の使い道や補助による効果を広く市民に伝えるため、事業報告会を開催します。交付を受けた団体は、必ず報告会に出席し、事業の成果を発表いただきます。

## ■初期事業コース

Q17. 市民公益活動に取り組んで3年以内とありますが、いつ時点で判断するのですか？

A. 令和8年4月1日を基準とし、市民公益活動に取り組み始めた日付から3年以内であることが条件となります。なお、市民公益活動に取り組み始めた日付は、申請書に添付する「団体概要書」に記載いただきます。

Q18. 長年、市民公益活動をしている既存の団体が複数集まって申請することは可能ですか？

A. 事業が終わって解散するならば不可ですが、新しいグループとして継続的に取り組んでいくのであれば申請可能です。

Q19. 長年、活動している趣味のサークルが今後、公益活動に取り組む場合も申請可能ですか？

A. 公益活動に取り組む団体の育成が目的であるため、このようなケースも申請可能です。

Q20. 民間企業の申請は可能ですか？

A. 創立後3年以内の民間企業や社内で新たなグループを立ち上げたケースなど、社会貢献活動をはじめとする市民公益活動について、申請が可能です。

## ■発展事業コース

Q21. 1年以上継続して市民公益活動に取り組んでいる団体とありますが、いつ時点で判断するのですか？

A. 令和7年4月1日を基準とし、公益活動に取り組み始めた日付から1年以上であることが条件となります。なお、活動に取り組み始めた日付は、申請書に添付する「団体概要書」に記載いただきます。

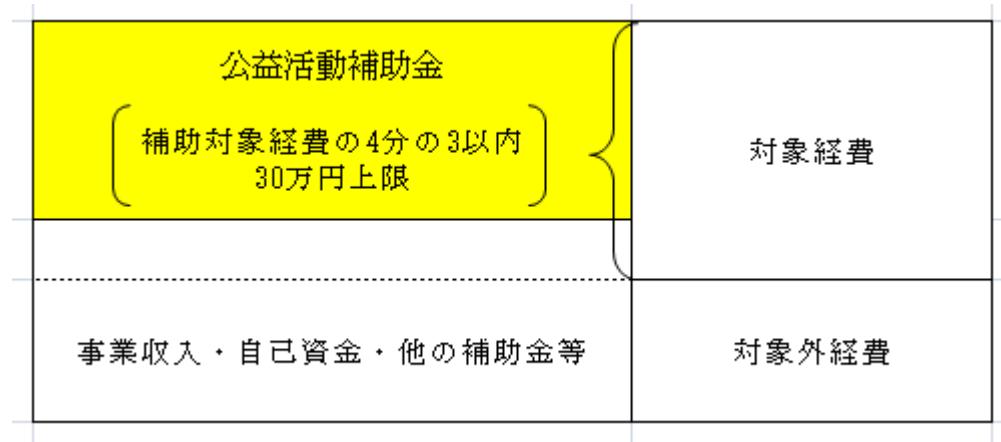
Q22. 他の団体と協働で事業を行う場合、補助率を10%加算とありますが、協働する団体の要件はありますか？

A. 次に掲げるすべての要件に1団体以上が該当していることが必要です。

- (1) 摂津市内に事務所・事業所<sup>(\*)</sup>等の拠点があること、または活動場所が主として摂津市内であること。
  - (2) 団体の構成員が5人以上で、代表者を定めていること。かつ、構成員に半数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。
- (\*) 事務所・事業所の有無は問いません。代表者の自宅などを事務所・事業所としている場合でも結構です。

Q23. 補助率4分の3の考え方は？

A.



※発展事業コースの交付を受けて発生した事業の繰越金については、次年度、同一事業で申請される場合は繰越金額を公益活動補助金から控除します。